平成２８年（フ）第２４号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番12号　県営前山団地１―501
債務者　服部　一弘
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３６号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目20番地18　ルクソール　301号
債務者　中宿めぐみ（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３８号
埼玉県大里郡寄居町大字富田2910番地26　フラワーハイツ101
債務者　篠田　久志
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３７７号
静岡県伊東市川奈1313番地の51　コーポ川奈202号
債務者　勝間田孝男
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
堺市西区家原寺町２丁２番８号、前住所大阪市西成区山王２丁目14番２―912号
債務者　植村　卓弥
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県阿久根市赤瀬川2106番地７
債務者　落　　隆盛
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４号
鹿児島県出水市野田町下名4449番地３
債務者　是枝　麻紀
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
盛岡市夕顔瀬町２番３号　コーポフジシマ203号
債務者　中島　信行
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３号
山形県鶴岡市宝町６番27号富士美荘18号室
債務者　原田　利男
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第７号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1342番地１
債務者　武田　信樂
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1342番地１
債務者　武田美江子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
新潟県糸魚川市南寺町１丁目４番30号
債務者　宮井　直樹
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第９２号
新潟県上越市大貫４丁目18番22号
債務者　上野　桂子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２号
静岡県菊川市川上2406番地
債務者　渡邊　聖広
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
愛知県一宮市高畑町１丁目16番地　ファミール柴田205号
債務者　伊藤　真子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８号
京都市下京区下松屋町通松原下る２丁目下長福寺町273番地　ロイヤルシティーＡＹＡ102、前住所京都市西京区山田北山田町10番地　セジュール蘭Ｂ202
債務者　伊藤　智晴
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
香川県高松市檀紙町2296番地　市住15―34
債務者　坂井　正人
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
香川県観音寺市豊浜町姫浜779番地１
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　高松地方裁判所観音寺支部